

泉 佐 監 第 8 9 号
平成26年8月15日

泉佐野市長 千代松 大耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 向 江 英 雄

平成25年度公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成25年度公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成25年度 公営企業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

以下の公営企業ごとに算定した資金不足比率（当該年度の資金不足額の事業規模に対する比率）及び算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 地方公営企業法適用企業：水道事業
- (2) 地方公営企業法非適用企業：下水道事業

第2 審査の期間

平成26年7月11日から同年8月6日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、担当者から説明を聴取の上、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められる。審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 資金不足比率の状況

(単位：％)

区分	平成25年度	平成24年度	増 減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	—	

いずれの会計も、資金不足額は生じていない。

(1) 地方公営企業法適用企業（水道事業）

資金不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		平成25年度	平成24年度	増減額
流動負債	A	230,716	202,026	28,690
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	B	0	0	0
流動資産	C	2,100,398	1,958,935	141,463
解消可能資金不足額	D	△1,869,682	△1,756,909	△112,773
資金剰余额		1,889,682	1,756,909	112,773
事業規模	E	2,727,515	2,735,989	△8,474

本比率は、次の数式により算定される。

資金不足額 { (流動負債 A + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B - 流動資産 C) - 解消可能資金不足額 D }

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模 E}}$$

水道事業の資金不足額は、資金剰余额が18.9億円あるため、生じていない。

(2) 地方公営企業法非適用企業（下水道事業）

資金不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		平成25年度	平成24年度	増減額
繰上充用額	A	2,219,203	2,489,287	△270,084
支払繰延額・事業繰越額	B	0	0	0
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	C	0	0	0
解消可能資金不足額	D	4,094,672	4,218,209	△123,537
事業規模	E	2,623,977	2,594,214	29,763

本比率は、次の数式により算定される。

資金不足額 { (繰上充用額 A + 支払繰延額・事業繰越額 B + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C) - 解消可能資金不足額 D }

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模 E}}$$

下水道事業の資金不足額は、解消可能資金不足額があるため、生じていない。

2 むすび

各企業会計の資金不足比率については、経営健全化基準を下回っているが、厳しい経営状況が続くと思われるので、今後も引き続き、経営努力を行っていただきたい。